

料金後納
郵便

郡上市商工会だより

2020.8 発行第 137 号

郡上市商工会

郡上市八幡町島谷 130 番地 1

☎66-2311 FAX 66-2312

ゆうメール

HP : <http://www.gujo.ne.jp/shoko/> Email: gujo@ml.gifushoko.or.jp Facebook: <https://www.facebook.com/gujoshoko/>郡上市~~得~~~~得~~~~得~~プレミアム付商品券

換金に関するお願い

『郡上市~~得~~~~得~~~~得~~プレミアム付商品券』販売のため 8/1~8/7 の期間は商品券の換金を行いません。 8/11 (火) より通常通り受け付けますので、ご理解ご協力の程宜しくお願いします。また、換金の際は下記商品券の種類を分け、枚数を数え、裏面に店又は事業所の印を押印いただきお持ちください。

郡上市共通商品券

I LOVE GUJO

¥500

●有効期限/令和 年 月 日

郡上市共通商品券発行事務組合 (郡上市商工会内)
郡上市八幡町島谷130番地1 TEL.0575-66-2311

見本

郡上市共通商品券

I LOVE GUJO

¥500

●有効期限/令和 年 月 日

郡上市共通商品券発行事務組合 (郡上市商工会内)
郡上市八幡町島谷130番地1 TEL.0575-66-2311

見本

~~得~~~~得~~~~得~~プレミアム付商品券

日回りに負けな! がんばろう郡上市

¥1,000

●有効期限/令和2年12月31日

郡上市・郡上市商工会
郡上市八幡町島谷130番地1 TEL.0575-66-2311

見本

郡上市共通商品券

宿泊・飲食プレミアム付商品券

~~得~~~~得~~~~得~~プレミアム付商品券郡上市~~得~~~~得~~~~得~~プレミアム付商品券企画

『スタンプラリー』台紙について

スタンプラリーの台紙を商工会員全事業所へ送付させていただきましたが、不足がありましたら本所又は各出張所に常備してありますので、おこしください。



テイクアウト用弁当購入支援事業

『郡上市共通商品券』引換について

テイク
アウト

『テイクアウト用弁当購入支援事業』にご協力いただき、ありがとうございます。お客様が集めていただいた領収書を合計金額に応じて『郡上市共通商品券』と交換致します。交換期間・場所に関しましては下記の通りとなります。お客様へのご案内・周知をお願いします。

郡上市共通商品券交換期間

令和2年8月3日(月)~8月14日(金) ※土・日・祝日を除く

交換所

郡上市役所 商工観光部商工課/各振興事務所窓口

【問合せ先】郡上市 商工観光部商工課 TEL 67-1808 (担当:玉井/畑中)

コロナ禍の影響による融資に対する 郡上市の利子・信用保証料補給制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営安定化のための融資を受けられた方に対して、融資に係る利子を補給制度が、国や県、市で始まっています。各行政によって、利子補給の申請方法や、制度の詳細が異なるので、注意が必要です。今回紹介する利子補給制度は、郡上市の利子・信用保証料補給制度です。

1. 対象条件

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5%以上減少していること。また、利子・信用保証料の補給は1事業者につき1回に限る。

2. 利子・信用保証料 補給対象の融資

市指定金融機関及び市収納代理金融機関が行う融資（八幡信用金庫、十六銀行、大垣共立銀行、めぐみの農協）の市内店舗による融資）

※商工会を通じて借入する「コロナ対策型マル経融資」等は別制度による利子補給ですから、本制度への申込は不要です！

3. 対象期間 令和2年1月1日から令和2年9月30日までに入金が実行された融資

4. 補給額等 利子補給は借入から3年間、年50万円（毎年申請が必要）。信用保証料補給は30万円を上限とする。

5. 申請方法

郡上市HPから申請書様式をダウンロード、又は市窓口で申請書を取得し、必要事項をご記入の上、添付書類を添えて市商工観光部商工課 窓口（郡上市産業プラザ2F）へご提出ください。

6. 参 考（必要な書類一覧）

一. 商工業災害復旧資金利子補給金交付申請書、保証料補給金交付申請書（様式1号）

二. 借入金償還証明書、信用保証料払込証明書（添付書類1）※金融機関による証明が必要です。

三. 借入金償還明細表（金融機関が発行する所定の様式）

四. 市税納税状況の証明願（添付書類2）**注意：これは納税証明書とは別物の書類です！**

※指定の様式に記入・押印のうえ、総務部税務課の窓口にて証明書の交付を受けてください。

※証明書の交付には手数料300円が必要です。

五. 月別残高試算表、帳簿など、最近1か月と前年同月の売上高等が確認できる書類の写し

※セーフティネット保証4・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けている場合は不要です。

六. 商業登記簿謄本（法人の場合）

利子・信用保証料補給制度のお問い合わせ先
郡上市役所商工観光部商工課（67-1808）

令和2年分の所得税確定申告から

65万円の青色申告特別控除 の適用要件が変わります

平成30年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。

個人の方の所得税について

① 青色申告特別控除額が変わります。（現行65万円⇒改正後55万円）

② 基礎控除額が変わります。（現行38万円⇒改正後48万円）

③ 「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて **e-Taxによる申告(電子申告)**又は**電子帳簿保存**を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除(以下、「65万円控除」といいます。)が受けられます。

※以上の改正は、**令和2年分以後の所得税**について適用されます。

【重要】

※『電子帳簿保存』をするには『**電子帳簿保存**』に対応する**会計ソフトを用いて記帳し**、かつ、**電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出**する必要があります。

令和2年分に限っては、

令和2年9月30日までに申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円控除を受けることができますが、申請書が必要となる為詳細につきましては郡上市商工会 **☎66-2311** 迄ご連絡ください。

郡上市商工会 LINE 公式
アカウントを開設しました！



QRコードを読み込んで、
ぜひ友だち追加をお願いします